

外国人の投票資格に関する論点整理

1 確認すべき内容

投票資格を付与する外国人の要件
資格が付与される場合の在留年数要件の考え方
市内在住要件

2 外国人市民代表者会議提言

5頁参照

3 外国人市民との意見交換会で出された意見（H18.1.29開催）

（1）外国人市民代表者会議提言の考え方

「1年以上市内に外国人登録をしている外国人市民」を提言に盛り込んだ主旨は、住民投票制度の投票資格が外国人市民代表者会議の代表者要件よりも狭められることがあってはならないという理由によるものであり、同じ要件で住民投票に参加したい旨を取りまとめたものである。

検討の過程では、永住者や特別永住者についての議論もあったが、できる限り多くの外国人市民が市政に参加できるように、「1年以上市内に外国人登録をしている」ことを提言に盛り込むことになった。

（2）制度全般について

外国人市民への投票資格の付与については、ほとんどの外国人市民が賛成していることであると思う。

外国人、日本人の区別なく、住民として川崎市の問題について考えることが重要であり、結局、それが川崎市のためにもなると考える。

同じ市民である日本人と外国人の機会が同じになるように、できる限り日本人と外国人の間に差のない制度にすべきであると考えます。

（3）外国人の在留年数要件と市内在住要件について

投票資格の付与については、日本での在留年数よりも、川崎市に住んでいることを重視すべきである。

日本人であっても、一定期間、川崎市に住んでいることを要件とすることが望ましい。

住民投票は、地域固有の課題を解決するための仕組みであることを考えれば、選挙とは異なる資格要件を設定してもよいのではないかと考える。

外国人は一定（1～2年程度）の在留年数を要件とした上で、市内在住要件は日本人と同様とすることが望ましい。

市内在住要件は、国籍を問わず、その地域の四季折々を体験し、その地域にとって何がよいかという判断ができるようになると思われる「1年」くらいが適切ではないかと考える。

4 第4回住民投票制度検討委員会における検討内容

(1) 検討委員会で出された主な意見

【日本人との関係】

外国人市民からは、制度構築に当たってはなるべく「日本人と同じ扱いをしてほしい」という意見があるが、この考えを十分に尊重する必要があると思われる。

【永住資格での区分について】

永住意思はあっても、永住資格を得られていない外国人が存在するため、このような外国人の意見を聴くためには永住権を資格要件とすることは望ましくないと思われる。

永住権の有無で資格の付与を考えると、住民投票制度が外国人市民を分断することにならないだろうかとの懸念がある。

【在留年数要件について】

住民投票に参加できる資格というのは、川崎市に長く住んでいるということではないかと考えると、永住する意思をどのように確認するかが問題になってくるとと思われる。在留資格は3年経てば更新しなければならないため、在留資格を更新した人には定住する意思があるとの判断から投票資格を与えるという岸和田の事例には、妥当性（合理性）があるように思われる。

【市内在住要件について】

日本人と外国人に市内在住要件で差を設ける必要はないと思われる。

市内在住要件は、選挙と同様に投票という手段を用いる参加の仕組みであるため、選挙に準じて「市内在住3か月以上」とすることが望ましいのではないか。

日本人の場合の市内在住要件は「市内に3か月以上居住している」ことが一般的であると考えれば、外国人の参加要件を「日本に居住して1年以上」としたうえで、日本人と同じ「市内に3か月以上居住している」という市内在住要件を設けるのが望ましいのではないか。

逆に、代表者会議の「市内在住1年以上」という要件を重視し、日本人と外国人の市内在住要件を同等にするということであれば、日本人にも「市内在住1年以上」という要件を当てはめるといった選択肢もあると考えられる。

(2) 第4回検討委員会での確認事項

【外国人の資格要件に関することについて】

投票資格を永住外国人に限定する必要はないと考えられる。

提言の「1年」の意味を、再度、代表者会議に確認する。

在留年数要件を考えるにあたっては、事務局が市の外国人市民施策との関係・整合性等を整理する必要がある。

【市内在住要件に関することについて】

市内在住3か月以上とし、日本人と外国人に差を設けないこととする。

5 フォーラム等での意見

資料2「フォーラム等で出された市民意見」2頁

6 論点についての考え方の整理

(1) 在留年数要件についての考え方

住民投票制度の資格者は「住民」としている。住民とは市内に住所を有する者とされるのが通例的な考え方であり、「住所」とはその人の生活の本拠であって、国籍にかかわらず、当人がどこを生活の中心地とするかであると考えられる。そう考えるならば、国籍の如何を問わず、市内に住民登録あるいは外国人登録を行えばすべて有資格者として考えてもよいのではないかとと思われる。

しかし、外国人の中には、長期にわたって日本に在留する意思を有さない者がいる。これらの者は日本に滞在していても本人にとって生活の本拠である住所は別にあるものとするのが相当であると考えられる。したがって、これらの者までに、日本人や長期にわたって日本に滞在しようとする外国人と同等の権利を付与する必要性は低いのではないかと考えられる。

岸和田市では、永住外国人及び特別永住外国人を除く外国人については、3年を超える在留年数を資格要件としているが、日本における在留資格の最長期間である3年（*）を超えて滞在するには必ず一度は更新手続きを行わなければならない、それをもって長期の滞在意思の確認とすることをその理由としている。

（*）平成18年5月の入国管理及び難民認定法の改正により、在留資格の最長の期間が5年とされた。これは、優秀な外国人研究者等の確保を目的としているが、「特定活動」の在留資格のうち、法務大臣が指定した研究者やシステムエンジニアなどの分野に限られたものとされている。

また、対象とされる様々な事案について自らの意思を表明するには、一定期間継続して日本に居住し、日本社会の仕組みや文化、政治制度などの知識を身につける必要があると考えられる。この場合、どの程度の期間を要すれば十分であるかの明確な根拠を示すことは難しいが、1年から3年程度の期間は必要と考えられる。

なお、永住資格や特別永住資格を有する外国人については、外国に別に生活の本拠があるとは考えられないこと、また、すでに日本社会の仕組みなどを十分に理解できていると考えられることなどから、在留年数の要件を設ける必要はないと考えられる。

(2) 本市外国人市民施策との整合性についての整理

法律に基づく制度である「国民健康保険制度」のように、外国人については1年以上の定住意思を要件としているものもあれば、「軽費老人ホームの入所資格」や「大学奨学金奨学生資格」などのように、日本人と外国人の区別なく市内在住要件を1年以上、あるいは3か月以上としている制度があり、個々の制度の目的や趣旨によって違いがある。

提言にある「市内在住1年以上」については、在留年数要件なのか、あるいは、市内在住要件なのか明確に区別し議論されたものではない。また、「市内在住1年以上」ということについては、外国人市民代表者会議設置条例における代表者資格を基本に考えられているが、これについては、条例検討の際に、多様な国籍の方々の参加を期待する中で、在住年数の要件を長くすると市内在住者が少ない国では要件を満たす者が現れにくくなるとの点が考慮されたという経緯がある。

以上のように、本市の施策については、個々の制度の目的や趣旨に従って決定されており、住民投票制度についても、同様の考えに基づき、在留年数や市内在住の要件が決定されることが望ましいと考えられる。

(3) 市内在住要件についての考え方

市内在住要件については、川崎市の住民としての資格という性格上、日本人と外国人を同等に扱うべきであり、実務的な面からも公職選挙法と同じく「**3か月以上**」とすることが望ましいと考えられる。

川崎市外国人市民代表者会議年次報告＜2003年度＞ 提言

【3】外国人市民が地域社会の構成員として市政参加できるよう、川崎市が住民投票制度を創設する際に外国人市民も参加できるようにする。

- 1 住民投票制度の投票資格者に、1年以上市内に外国人登録をしている外国人市民を入れる。
- 2 投票資格は事前に申請しなくても投票できるようにする。

【背景・理由】

川崎市は、外国人市民も地域社会の構成員と位置付け、外国人市民代表者会議を始め、市の各種審議会に外国人市民が参加していますが、それらは一部の市民であり、より多くの市民の意見が施策に反映される仕組みが必要です。

川崎市では、常設型の住民投票を制度化する方針ですが、その検討をするときには、外国人市民をともに住民としてとらえ、参加できる仕組みを作り上げることが必要です。

既に、他都市で施行されている住民投票制度では、その多くが外国人市民を投票資格者と認めています。

投票資格者については、川崎市の状況がある程度理解していることが求められることから、外国人市民代表者会議と同様に、1年以上外国人登録をしている人が望ましいと考えます。

投票の方法については、日本人と同様に、事前に申請することなく、投票資格のある人には、当然の権利として投票できる制度とするべきです。

なお、外国人市民が市政に参加できる仕組みとして、地方参政権を強く要望する声も聞かれます。これについては、権利や義務、自分の国との比較など、今後、整理・確認していかなければならないとの意見があります。

市政参加を推進するにあたり、現段階ではワンステップとして、住民投票制度に外国人市民が参加できるようにすることを求めます。